

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名：特別養護老人ホーム 高山ちどり

評価実施期間：自 平成22年9月1日 至 平成22年12月31日

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 Nネット
所 在 地	奈良市登大路町36番地 大和ビル3F

2 事業者情報【平成22年9月10日現在】

事業所名称 (施設名)	特別養護老人ホーム 高山ちどり	サービス種別：介護老人福祉施設	
開設年月日	平成20年6月1日	管理者氏名	松下 幸一
設置主体	社会福祉法人 晋栄福祉会	代表者 職・氏名	理事長 濱田 和則
経営主体	社会福祉法人 晋栄福祉会	代表者 職・氏名	理事長 濱田 和則
所在地	〒630-0101 奈良県生駒市高山町8030番地		
連絡先電話番号	0743-70-1832	FAX番号	0743-71-2083
ホームページアドレス	http://www.chidori.or.jp		
E-mail	home-takavama@chidori.or.jp		

基本理念・運営方針
《基本理念》 Do for Others ○情熱を持ち行動する。 ○前進と振り返り、時に回り道も。 ○あらゆる工夫で、いろいろな方法で。○よくコミュニケーションをとり連携を。 ○すべては地域に住む人と自らの幸福と福祉のために。
《運営方針》 施設における介護をひとつのサービス業としてとらえ、ご利用者の方をguest(ゲスト)、ご家族の方をuser(ユーザー)と考え、よりよい介護サービスの提供に努めております。ご利用者一人ひとりの要望や個性を大切に、尊厳あるケアに努めます。小グループで一緒に食事をとり、リビングで一緒に楽しくすごせるように工夫します。なじみのある家具を持ってきていただいたり、自室で家族の方などお茶を飲んだり、その人らしい暮らしが実現できるように努めます。ご利用者の自己決定を尊重し、可能な限り自由に快適に暮していただけるような環境づくりを行います。地域とのつながりが実感できるよう、交流を図ります。 当法人の介護サービス提供における運営ビジョンを下記に提示いたします。 ・どなたでもご利用いただけるサービス提供が行えるよう努めます。 ・ご利用者様に敬意をはらったサービス提供が行えるよう努めます。 ・法人一体となって総合的なサービス提供が行えるよう努めます。 ・先駆的・先進的・専門的な提供が行えるよう努めます。 ・福祉の理念を持った介護等のサービス提供が行えるよう努めます。 ・抑制や拘束のない介護等のサービス提供が行えるよう努めます。

【利用者の状況】

定 員	50名	利用者数：	49名（男性8名）（女性41名）			
要 介 護 度	要介護度1	1名	要介護度2	5名	要介護度3	16名
	要介護度4	18名	要介護度5	9名		
年 齢	平 均	87.3歳	最 低	69歳	最 高	100歳

※) 施設種別ごとに、利用者の年齢階層、利用期間、障害の程度・内容など、

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

2 事業者情報【平成22年9月10日現在】

【職員の状況】

職種	勤務区分				常勤換算 ※	基準職員数 ※
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			1	1
医師			1		0.2	
生活相談員	1				1	1
介護支援専門員		2			2	2
看護師	2		2		3.3	2
機能訓練指導員		1			1	1
管理栄養士	1				1	1
ケアワーカー	16		23		30.4	17
前年度採用・退職の状況：		採用	常勤	1人	非常勤	14人
		退職	常勤	1人	非常勤	11人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					2年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					2年	
○常勤職員の平均年齢					33.15歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					33.15歳	

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ

記入してください。

3 評価の総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業拡大に向けコンペに積極的に参加されている。また、スケールメリットを生かした施設整備を追求する等、施設の経営・運営に積極果敢に取り組まれている。 資格を有した職員が多く、専門性を活かして職員中心の運営を実践し、職員のモチベーションを高く維持することに努めている。 人事考課制度が従業員に正しく理解され浸透している。キャリア別研修制度が整備されている等人材育成計画の基本が整っており、組織が必要とする職員の能力と個々の職員の努力目標の整合性が図られている。 外部の経営セミナーや各種の委員会活動へ積極的な参加、自主点検表による管理の実践など率先垂範の意識が高く管理者のリーダーシップが随所で発揮されている。また、職員からの信頼も厚い。 施設の共有空間及び居室は広々とした造りで利用者はゆったりと暮らしている。居室は自分の好みに合わせたレイアウトができ、慣れ親しんだ家具等の持込が自由であり、これまでの生活の継続性に配慮されている。 利用者の嚥下、咀嚼・身体状態により主食・副食の形態が細かく分けられている。一定時間が過ぎても摂食されない方には、一旦下膳され改めて軽い食事が延食として提供されている。 ユニットケアの利点を活かし、各7ユニットでご飯を炊くなど、業者まかせにせず家庭的な雰囲気の維持に努めている。 施設内の情報伝達は、パソコンネットワークに加え、より確実な伝達を行うため文書の手渡しで周知徹底を図っている。 <p>◇改善を求められる点</p> <ul style="list-style-type: none"> 理念に基づく事業計画や年次計画は抽象的な表現が多く、数値目標、達成年次等の具体的な計画展開が求められる。 職員の意向や意見並びに職場での悩みは、直属の上司が把握しているが、相談に当たる専門部署やカウンセラーを配置する等の職場環境の改善が求められる。 介護事故、ヒヤリ・ハットに対するより踏み込んだ分析と未然防止策の有効性確保に向けたより一層の工夫が求められる。 地元への積極的な働きかけや地元ニーズの積極的な把握に基づく、より地元密着型事業展開が望まれる。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

共通基準	
1-1	<p>理念・基本方針</p> <p>法人の5つの理念をミッションと位置付けし、介護事業には7つの、保育事業には5つの運営方針（ビジョン）をそれぞれ示している。この理念と運営方針は理解し易い図や文章でパンフレットやホームページに掲載されている。さらに、法人の理念に沿った事業所独自の運営方針を、重要事項説明書に明文化し利用者や家族に説明している。職員へは採用時に文章で示し説明している。昨年度は家族も参加するオンブズ懇談会の中で理念・運営方針を説明した。今後、理念・運営方針の周知を図る継続的な取り組みが望まれる。</p>
1-2	<p>計画の策定</p> <p>法人は創設以来30数年、保育事業から始まり高齢者介護事業等、新しい取り組みを次々と展開し、現在では25事業所の経営に取り組んでいる。これまでの事業展開は、理念を基に中・長期計画を策定し実行されてきた。現中期事業計画書は、地域別のニーズを大局的に把握し、事業の展開につなげてゆく計画書であり、資金計画までは至っていない。各年度事業計画作成にあたっては、事業所の各ユニット会議で事業計画を作成、リーダー会議で検証し、法人本部へ上げてゆくボトムアップシステムが形成されている。人材育成計画は、コンサルタント会社に委託し「中間管理職育成プログラムの提案」と題し、法人内の中間管理職を対象に、あらゆる面から情報を把握し、データを分析した報告書が作成されており、それを基に人材育成計画策定につなげている。</p>
1-3	<p>経営者の責任とリーダーシップ</p> <p>管理者の役割と権限については、職務分掌規程・権限規程に文書化されており、事業所内のユニット会議・リーダー会議・各委員会に全て積極的に参加し、意見を交わしている。県老施協に加盟し、施設長会議において関係法令や経営に関する研修をうけ実践している。経営や業務の改善の取り組みについては、オンブズマン活動を取り入れ毎月2回利用者から直接要望や苦情を聴き取り、報告を受け各ユニット会議で検討を行い改善の実践につなげている。人事・労務の取り組みについては、管理者に事業所内の人事異動の権限が与えられており、各職員の自己評価や意識調査を行い、人事考課や職場内の移動希望の受け入れに反映させている。また有給休暇の取得を奨励し、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>
2-1	<p>経営状況の把握</p> <p>県老施協の青年経営者会議において福祉事業全体のデータの把握を行っている。地域のデータの把握には、西部エリアネットワーク会で情報交換体制を整えつつある。コスト・利用率等の分析は各月のデータを法人本部へ送り、フィードバックされた結果をユニット会議で伝達、次期事業計画に反映させている。法人の会計は専門職において行われているが、外部監査制度は取り入れていない。</p>
2-2	<p>人材の確保・育成</p> <p>人事管理の基本体制が整備され必要な人材や人員体制は具体化されている。人事考課ハンドブックやキャリア別研修計画を整備し、組織が求める職員の能力の体系化を図っている。研修の評価分析、活用は今後に期待されることである。職員の意向や意見、就業状況の把握分析は管理職が一括して行っているが、就業状況等の分析結果を具体的なプランへ反映する等の工夫が求められる。また、定期的な職員への個別面談や聴取を制度として確立し、サポートする必要がある職員への対応を組織的に行うために、職員への定期的な個別面談、カウンセラーの確保など労務管理面の充実が望まれる。</p>
2-3	<p>安全管理</p> <p>事故防止委員会を設け、ヒヤリ・ハットや事故報告書に基づくリスク分析・安全対策の検討が毎月実施されている。検討された未然防止策は職員によるロールプレイによって有効性が確認されている。しかし、ヒヤリ・ハットや軽微な事故の発生件数は多い。個々に対策は実施されているが、その背景には様々な要因が複雑に絡み合っており存在している。例えば、「身体拘束を行っていないから」、「夜間ひとりで広いフロアを見ているので目が届かない」、「居室が個室のため居室内の様子が把握しにくい」と言った現状に妥協的な意識が働いていないか等の視点も含め一歩踏み込んだ分析と未然防止策の一層の有効性の確認が望まれる。</p>
2-4	<p>地域との交流と連携</p> <p>秋祭りや初詣など入居者や職員が参加しやすいよう勤務体制を随時に調整したり、年2回の地域の清掃作業や防災訓練などの自治会活動に参加し、地域とのコミュニケーションを心がけている。平成21年度中・長期計画は行政との整合性を図り、地域福祉ニーズにそって作成されている。地域住民への働きかけは、法人全体の「虐待防止企画運営会議」などがあるが、施設機能を直接的に地元へ還元する取り組みが望まれる。「地域交流委員会」ではボランティア受け入れリストを作成、施設内イベントでボランティアの方たちが特技を披露し、利用者に喜ばれている。関係機関との連携は「西部エリアネットワーク会（二名、登美ヶ丘、富雄地域包括支援センター）」や県老施協の会議に参加し、社会資源としての役割を担う取り組みを図っている。</p>

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

3-1	利用者本位の福祉サービス 基本理念に沿った運営方針のなかに明文化された利用者尊重の取り組みは、毎月ワーキングチームとして法人の虐待防止委員会へ参画した後、職員全体へフィードバックされる仕組みとなっている。利用者プライバシー保護については新入職員は必ず受講し、内容の確認作業を年1回行っている。利用者満足の向上を図るために毎月オンブズマンが入り、利用者の声をリーダー会議、ユニット会議で議題として上げている。利用者が意見や相談を述べやすい環境に配慮されており、家族も参加するオンブズ懇談会や相談室、意見箱の設置など取り組みがある。意見箱は玄関の目に付くところにあるが、投函する際のプライバシーの配慮の工夫が望まれる。今後、オンブズマンからの意見集約の公表を視野に入れて、積極的にサービス改善、向上に取り組もうとしている。
3-2	サービスの質の確保 年1回の自主点検・月2回のオンブズマンからの提言を受けサービスの質の確保に努めているが、点検後の分析・検説・改善を組織的に行い職員間で共有されることが望まれる。さらに、第三者評価などを定期的に受審することが望ましい。サービス提供時に生じた問題については、委員会で検討を重ね実効性のあるマニュアルに改善し職員に周知徹底が図られている。サービス実施に関する情報の共有はパソコンのネットワークシステムを利用し、重ねて必要な情報は文書にして渡すなど、より正確な伝達に努めている。文書管理規程を定め、利用者のプライバシー保護の積極的な対応に取り組まれることが望ましい。
3-3	サービスの開始・継続 重要事項説明書はサービス内容が一覧表で示され解り易いが、契約書は契約内容の整合性を保ち、正確に理解できるよう工夫されることが望まれる。利用者の退居に際し、施設としての引継ぎ文書・手順書等の作成が望まれる。
3-4	サービス実施計画の策定 サービス実施計画作成手順があり、利用者・家族の意向を基に介護士・看護師・栄養士等関係職員が参加する会議において多面的な視点でケアプランが作成されている。ケアプランの見直しは6ヶ月ごとに定期的に行われている。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

付 加 基 準	
A-1	<p>身体拘束に関する書類を整備し、事故防止委員会において定期的に話し合い、研修も行ない抑制や拘束のないケアの実践に努めている。</p> <p>虐待防止への取り組みとして、職員に倫理規程を配布し、研修が行われている。フロアミーティングの開催や互助会による研修旅行などにより職員の介護ストレス軽減への取り組みをしている。</p> <p>権利擁護については、すでに成年後見制度を2名の方が利用されており、必要に応じて相談体制や外部関係機関との連携体制がとれている。</p> <p>衣服は利用者、家族が自由に用意し着用の介助がされており、必要な方への購入支援もされている。更衣、洗濯、縫いのマニュアルを作成し、手順を明確にして対応している。理美容師が月に2度訪問し、個性や好みを尊重した支援を行っている。</p> <p>ターミナルケアについては、看取りの指針を定め、施設としての方針が明示されている。意向調査票、同意書などで家族の意向確認ができています。医師、常勤看護師は配置されているが、職員研修を含めターミナル体制の充実が望まれる。</p>
A-2	<p>食事については、月1回給食会議が開催され献立内容、食事形態、延食、残食調査についてなど幅広く議論されている。利用者の嚥下、咀嚼状態、身体状態により主食、副食の形態が細かく分けられ、滑らない食器や柔らかいスプーンを使用し、本人のペースに合わせた食事介助がされている。一定時間が過ぎても手付かずの方には個別包装されたパンや飲み物、果物などの延食を再度提供している。使い慣れた箸、茶碗、湯呑みを使用し、各ユニットでご飯を炊くなど業者任せにしない工夫をしている。</p> <p>入浴については概ね週2回の決まりはあるものの、利用者の希望に沿って柔軟に対応し、寝たきりの方には男性職員が介助に当たるなどの安全確保にも努めている。</p> <p>入浴時のプライバシー保護については、小浴槽のため個別対応されており、脱衣室前に長い暖簾を掛けるなど配慮している。</p> <p>排泄については、各居室にトイレが設置されており、本人の訴えや定時誘導で排泄パターンを把握し、排泄自立に向けての検討がされている。オムツの処理はトートバッグに入れて運び出すなどの配慮がされている。</p> <p>褥瘡予防については、衛生管理委員会で体位変換などの話し合いがされ、褥瘡リスク評価スケールを使って医師の指示のもと予防にむけて積極的な対応がされている。</p> <p>機能訓練については、対象者が多いものの実施数は少ないので参加を促す工夫などの取り組みが望まれる。</p> <p>レクリエーションについては、併設のデイサービスでのレクリエーションへの参加や各ユニットごとの誕生会、おやつ作り、散策などが行なわれている。</p> <p>外出については、家族同伴の外出は自由に行なわれており、職員付き添いや介護タクシーの利用などの支援体制を整えている。</p> <p>居住環境については、各居室は自由に利用者の家具類が持ち込まれ、ホールや食堂にも利用者自作の書画、家族持参の絵画や縫いぐるみなどが飾られ利用者の意思が尊重されている。</p> <p>支援が必要な利用者のコミュニケーションについては、認知症ケアの研修を行いマニュアルも整備されているが、個別対応の実施計画や支援計画は作成されていないので具体的な計画と実施が望まれる。</p>
A-3	<p>利用者と家族の交流・連携については、利用者の部屋が個室なので来訪しやすい環境であり、施設行事への参加も多い。利用者の日々の暮らしは月に1度手紙で報告し、広報誌も発送している。定期的に来所する施設オンブズマンを介して、利用者の思いの把握に積極的に努めている。現在家族会はないが、オンブズマンを交えての懇談会や来所時の面談、カンファレンスで家族意見の把握が行われている。</p>

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象1 福祉サービスの基本方針と組織

1-1 理念・基本方針

1-1-(1)	理念、基本方針が確立されている	第三者評価結果
-1	理念が明文化されている	a
-2	理念に基づく基本方針が明文化されている	a
1-1-(2)	理念や基本方針が周知されている	第三者評価結果
-1	理念や基本方針が職員に周知されている	b
-2	理念や基本方針が利用者等に周知されている	a

1-2 計画の策定

1-2-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	第三者評価結果
-1	中・長期計画が策定されている	b
-2	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	b
1-2-(2)	計画が適切に策定されている	第三者評価結果
-1	計画の策定が組織的に行われている	a
-2	計画が職員や利用者等に周知されている	a

1-3 管理者の責任とリーダーシップ

1-3-(1)	管理者の責任が明確にされている	第三者評価結果
-1	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	b
-2	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	b
1-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている	第三者評価結果
-1	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	b
-2	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	a

評価対象2 組織の運営管理

2-1 経営状況の把握

2-1-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している	第三者評価結果
-1	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	b
-2	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	a
-3	外部監査が実施されている	c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象2 組織の運営管理

2-2 人材の確保・養成

2-2-(1)	人事管理の体制が整備されている	第三者評価結果
	-1 必要な人材に関する具体的なプランが確立している	a
	-2 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	a
2-2-(2)	職員の就業状況に配慮がなされている	第三者評価結果
	-1 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	b
	-2 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる	a
2-2-(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている	第三者評価結果
	-1 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	a
	-2 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	a
	-3 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	b
2-2-(4)	実習生の受け入れが適切に行われている	第三者評価結果
	-1 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している	b
	-2 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている	c

2-3 安全管理

2-3-(1)	利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	第三者評価結果
	-1 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	a
	-2 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策実行している	a

2-4 地域との交流と連携

2-4-(1)	地域との関係が適切に確保されている	第三者評価結果
	-1 利用者と地域とのかかわりを大切にしている	a
	-2 事業所が有する機能を地域に還元している	b
	-3 ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	b
2-4-(2)	関係機関との連携が確保されている	第三者評価結果
	-1 必要な社会資源を明確にしている	a
	-2 関係機関等との連携が適切に行われている	a
2-4-(3)	地域の福祉向上のための取り組みを行っている	第三者評価結果
	-1 地域の福祉ニーズを把握している	b
	-2 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-1 利用者本位の福祉サービス

3-1-(1)	利用者を尊重する姿勢が明示されている	第三者評価結果
	-1 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	a
	-2 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	a
3-1-(2)	利用者満足の上昇に努めている	第三者評価結果
	-1 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している	a
	-2 利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている	b
3-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	第三者評価結果
	-1 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	a
	-2 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	b
	-3 利用者からの意見等に対して迅速に対応している	a

3-2 サービスの質の確保

3-2-(1)	質の上昇に向けた取り組みが組織的に行われている	第三者評価結果
	-1 サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	c
	-2 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている	c
	-3 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している	c
3-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している	第三者評価結果
	-1 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a
	-2 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	a
3-2-(3)	サービス実施の記録が適切に行われている	第三者評価結果
	-1 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	a
	-2 利用者に関する記録の管理体制が確立している	b
	-3 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	a

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-3 サービスの開始・継続

3-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている	第三者評価結果
	-1 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	a
	-2 サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	b
3-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている	第三者評価結果
	-1 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	b

3-4 サービス実施計画の策定

3-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている	第三者評価結果
	-1 定められた手順に従ってアセスメントを行っている	a
	-2 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している	a
3-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている	第三者評価結果
	-1 サービス実施計画を適切に策定している	a
	-2 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	a

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (特別養護老人ホーム 付加基準)

評価対象A-1 入所者の尊重・保護

A-1-(1)	入所者に対する不当な取り扱いの防止	第三者評価結果
-1	身体拘束のないケアへの取り組みを行っている	a
-2	入所者を傷つけるような職員の言動、介護放棄等の虐待が行われないための具体策を講じている	a
-3	相談担当者は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護事業制度について理解し、必要に応じて入所者に説明し、支援している	a
A-1-(2)	被服	第三者評価結果
-1	入所者の個性や好みを尊重し、被服の選択等について支援している。	a
-2	衣服の着替え時の支援や汚れに気がついた時の対応は適切である	a
A-1-(3)	理美容	第三者評価結果
-1	入所者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重し、選択について支援している	a
A-1-(4)	その他	第三者評価結果
-1	重篤な状態になった時や終末期の対応について、入所者・家族の希望に応じた対応を行っている	b

評価対象A-2 適切な処遇の確保

A-2-(1)	利用者に対する食事の提供	第三者評価結果
-1	食事は入所者の嗜好を考慮した献立を基本として、おいしく、楽しく食べられるように工夫されている	a
-2	入所者の身体的状況に応じた食事が提供されている	a
A-2-(2)	利用者に対する入浴の提供	第三者評価結果
-1	入浴は、安全かつ適切に行っている	a
-2	入浴に関して、入所者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮している	a

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (特別養護老人ホーム 付加基準)

評価対象A-2 適切な処遇の確保

A-2-(3)	入所者の適切な排泄管理	第三者評価結果
	⁻¹ おむつ交換・排泄に関する取り組みがなされている	b
A-2-(4)	入所者の適切な体位変換	第三者評価結果
	⁻¹ 必要な入所者に対して、体位変換を定期的に行っている	a
A-2-(5)	機能訓練	第三者評価結果
	⁻¹ 個別プログラムを作成し、計画的な機能訓練を実施している	b
A-2-(6)	レクリエーション	第三者評価結果
	⁻¹ レクリエーションは、入所者の参加を促すような工夫がされているとともに、入所者の希望に沿っておこなわれている	b
A-2-(7)	外出	第三者評価結果
	⁻¹ 外出が入所者の希望に応じて行われている	b
A-2-(8)	快適な環境づくり・環境整備	第三者評価結果
	⁻¹ 入所者のための快適な環境づくりに努めている	a
A-2-(9)	コミュニケーション	第三者評価結果
	⁻¹ 入所者とのコミュニケーションが円滑に保たれている	b

評価対象A-3 家族との交流の確保

A-3-(1)	入所者と家族との交流、家族との連携確保	第三者評価結果
	⁻¹ 入所者と家族との交流の機会に配慮するとともに、入所者家族との連携を積極的に図っている	a

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

6 利用者調査の結果(別紙)

7 事業者の自己評価結果(別紙)

8 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を初めて受審させていただきましたが、施設運営にはかくことのできない内容であり、また現在の施設運営への問題点や課題が明確になりました。内容につきましても細部にわたって評価いただけたのではないかと考えております。今回評価いただいた項目の内、ご指摘いただいたことは真摯に受け止め、高く評価いただいたところはその質を落とすことなく精進してまいりたいと思います。

今後も法人理念をもとに、地域に根差した施設運営とご利用者の満足だけでなく、働いている職員も専門職としてさらなるスキルアップ、やりがいのある職場環境を目指して参りたいと思います。またサービスの質の担保のため第三者評価を定期的に受審できればと考えております。

誠にありがとうございました。